

介護予防安心住まい推進事業 ご利用案内

介護保険の認定を受けていない 65 歳以上の高齢者を対象に、住宅の改修工事に要した費用の一部を助成し、生活機能の維持・向上や転倒事故の防止を図ることで、住み慣れた自宅での生活を支援します。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす方

- ▶ 自宅で生活をしている 65 歳以上の高齢者。
- ▶ 介護保険の認定を受けていない方（認定申請中の方も対象外）。
- ▶ 安心住まいチェックリストにおいて運動器の機能低下がみられ、介護保険認定を受けるおそれがあると認められる方。
- ▶ 居住する住宅が宇治市内にあり、住民登録をしている方。
- ▶ 対象となる高齢者を含め、世帯の構成員全員が市民税非課税。

※要介護・要支援認定を受けている方については、介護保険課給付係へご相談ください。

対象となる住宅改修工事

1. 手すりの取付け工事
2. 段差の解消工事
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更工事
4. 引き戸等への扉の取替え工事
5. 洋式便器等への便器の取替え工事
6. その他、1～5の住宅改修工事に付帯して必要となる工事

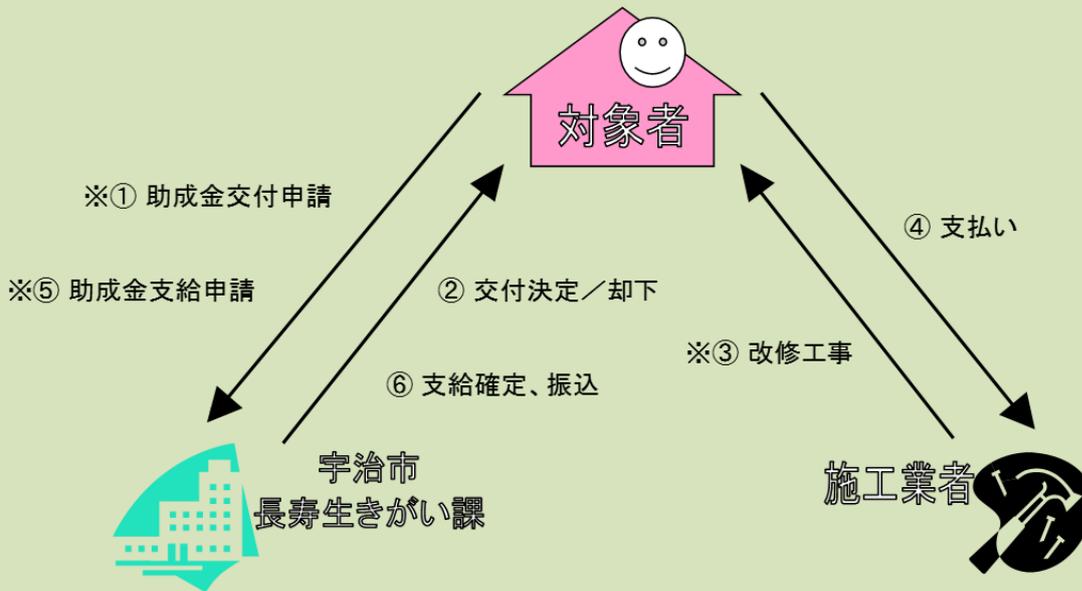
助成金額

助成対象工事に要した費用の総額に3分の2を乗じた額または 16 万円のいずれか低い方の額とします。

※ 助成は、対象世帯 1 世帯につき 1 回限りです。

※ 助成金額が 16 万円に満たない場合でも、差額分の利用申請はできません。

助成金の交付申請から支給までの流れ



※① 工事着工前に申請してください

提出書類

- ・助成金交付申請書
- ・安心住まいチェックリスト
- ・工事費見積書(内訳のわかるもの)
- ・改修箇所が確認できる平面図
- ・工事前の写真(日付の入ったもの)
- ・住宅の所有者の承諾書(対象者または同居の家族以外が住宅の所有者である場合)

③ 交付決定通知が届いてから工事を開始してください

⑤ 提出書類

- ・助成金支給申請書
- ・工事費支払い請求書(コピー)
- ・領収書
- ・工事施工後の写真(日付の入ったもの)
- ・委任状(振込口座の名義が申請者と異なる場合)

お問い合わせ

宇治市役所 長寿生きがい課 生きがい振興係 TEL 22-3141(内線 2347・2348)